

特設行政相談所 を開設します

国・都・市等の行政機関やJR・NTTなどの公共性の高い法人、公的行政機関から委任され補助金を受けている法人などについて、苦情や意見・要望はありませんか。そのようなときは、「行政相談委員」が相談に応じます。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、身近なところで活躍しています。相談費用は、無料です。気軽に相談ください。

【開設日時】6月25日(金)午後1時半～4時

【開設場所】西友東久留米団地店(上の原一丁目) 正面入り口

【行政相談委員】小山正勝氏(小山、☎471・3955)、篠宮松美氏(南町、☎465・1839)、岡部佳子氏(幸町、☎474・0379)

詳しくは生活文化課人権・市民相談担当(内線2143)へ。

募集



清掃作業臨時職員

ごみ対策課では、清掃作業に携わる臨時職員を募集します。

【雇用期間】7月1日(木)から(短期間)

【勤務時間】土曜・日曜日を除く午前8時半～午後5時

【募集対象・人員】体力に自信のある方。若干名

【賃金】1時間当たり1350円。社会保険あり。作業着一式は貸与

【応募方法】月曜・金曜日の午前8時半～午後5時に電話連絡の上、本人が履歴書をごみ対策課(八幡町2ノ10ノ10)へ直接持参してください。詳しくは同課☎473・2117へ。

納めすぎた国民年金保険料が戻ります



17年3月以前に、60歳以降国民年金に任意加入していた方で、満額の老齢基礎年金の支給要件を満たすために必要な月数を超えて保

険料を納付されていた場合、納めすぎた保険料が手続きにより戻ります。

手続きについては武蔵野年金事務所「申出書」と「国民年金保険料還付請求書」をご提出ください。なお、本人が既に亡くなっている場合は、相続人の方でも手続きをすることができます。詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411 または市保険年金課 ☎470・7732へ。

国民健康保険 シリーズ①

～公的医療保険の中の国民健康保険～

被保険者の方が病やけがをしたときに、経済的な負担を抑え安心して医療を受けられるように制度化された国民健康保険について、その事業のあらまし、財政のしくみや現状などを、今回から数回にわたって皆さんにお知らせします。第1回目は、公的医療保険の中の国民健康保険の位置付け、他の公的医療保険との関係などについてです。

公的医療保険には、①法人や事業所に勤務している方で一定の要件を満たす方が加入する被用者保険(協会けんぽ、健康保険組合、船員保険、共済組合など)、②職種別に設立された国民健康保険組合、③75歳以上のおよび65歳以上で一定の要件を満たした方が加入する後期高齢者医療制度、④市区町村の運営する地域保険である国民健康保険があります。

※各医療保険制度の加入者は、左上の円グラフを参照ください。

日本にお住まいの方は、居住地の市区町村の国民健康保険に加入することになります。前記の被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度などの各種医療保険に加入している場合は、そちらが優先されます。このことにより、どなたも原則として、いずれかの医療保険に加入することとなり、相互扶助による、いつでもどこでも公平な医療を受けられる国民皆保険制度が確立されています。

また、この制度を継続していくため、保険給付費(被保険者の方が医療機関などに

かけた費用から、自己負担分を除いた額)の財源に、各医療保険者同士で調整が行われています。例えば、後期高齢者医療制度を除く医療保険者全体で、後期高齢者に係る保険給付費の約4割を支援し、また、各医療保険者間では被保険者年齢の構成が異なることから、より平均的な保険給付費の支出となるように、65歳から74歳までの被保険者(前期高齢者)に係る保険給付費について、調整が行われています。

このように、公的医療保険は被保険者間の相互扶助に基づく制度であるとともに、制度が持続できるように、各医療保険者間においても、協力し合って運営をしています。その中で、国民健康保険は、公的医療保険の安全網(セーフティネット)としての役割を担っていることもあり、支出する保険給付費の増加が著しく、財政状況は大変厳しいものとなっています。国および地方公共団体では、国民健康保険制度の地域保険としての一元的運用を始めとした改善策について、活発な議論を行っているところです。

国民健康保険に加入するとき、後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入し国民健康保険から脱退するとき、または住所変更や退職者医療制度への切り替え時には、保険年金課(市役所1階)へ届け出が必要です。

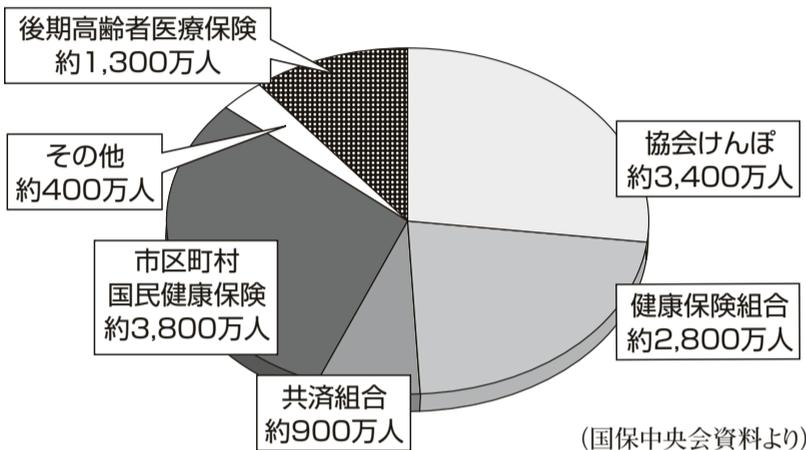
現在いずれの公的医療保険にも加入していない、2つ以上の医療保険に加入している場合は、左表を参考に同課へ届け出をしてください。

※次回は国民健康保険の主な事業内容について、お知らせする予定です。詳しくは同課☎470・7733へ。

加入する医療保険が変わったら

国民健康保険に加入するとき、後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入し国民健康保険から脱退するとき、または住所変更や退職者医療制度への切り替え時には、保険年金課(市役所1階)へ届け出が必要です。

各医療保険制度の加入者(平成20年度)



国民健康保険に加入するとき	手続きに必要なもの
東久留米市に転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書・印鑑(認め印)
会社の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書等)・印鑑(認め印)・被保険者証(世帯主に変更があるとき)
会社の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者から外れた証明書、印鑑(認め印)、被保険者証(世帯主に変更があるとき)

国民健康保険を脱退するとき	手続きに必要なもの
東久留米市から転出するとき	被保険者証・印鑑(認め印)
会社の健康保険に入ったとき、また、被扶養者になったとき	全員の国保と会社の両方の被保険者証・印鑑(認め印)

変更・その他	手続きに必要なもの
退職者医療制度の対象になったとき	被保険者証・年金証書・印鑑(認め印)
東久留米市内で住所が変わったとき	被保険者証・印鑑(認め印)
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯がわかれたり、一緒になったとき	被保険者証・新住所の住民票・在学証明書・印鑑(認め印)
修学のため、別に住所を定めるとき	
被保険者証を紛失したとき	窓口で再交付の申請が必要・印鑑(認め印)

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	7日・14日 21日・28日	弁護士	7月1日(木)	市役所2階相談室
	いずれも水曜日午前10時から		7月15日(木)	
登記相談	7日(水)午後1時から	司法書士	6月29日(火)	
表示登記相談	7日(水)午後1時から	土地家屋調査士	6月29日(火)	
税務相談	14日(水)午後1時から	税理士	7月9日(金)	
人権身の上相談	21日(水)午後1時から	人権擁護委員	7月13日(火)	
不動産相談	21日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	7月16日(金)	
交通事故相談	28日(水)午後1時から	弁護士	7月22日(木)	
相続・遺言・成年後見等手続相談	14日(水)午前10時から	行政書士	7月8日(木)	
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	28日(水)午前10時から	社会保険労務士	7月23日(金)	
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会☎471・7577	東久留米市商工会館
女性の悩みごと相談	5日・12日 26日	女性カウンセラー	6月21日(月)	午前9時から電話で男女平等推進センター☎472・0061
	いずれも月曜日午後1時半～4時半		7月5日(月)	
女性弁護士による法律相談	2日(金)午前9時半～午後零時半	女性弁護士	6月18日(金)	中央相談室☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室☎475・8909 (西中学校隣)
教育相談室	火曜～土曜日	教育相談員	午前10時～午後5時	
	月曜～金曜日		※電話相談も可	
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課☎470・7736	

7月のお気軽に無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	14日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	9日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	市役所1階相談室
心身障害者(児)相談	平日の午前9時～午後5時 ※電話相談も可☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階ワークコーナー
住宅増改築相談	8日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 ※電話相談も可☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)

《訪問します》

妊婦訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
赤ちゃん訪問			

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも相談☎474・4294を月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時に行っています。※東京都でも、交通事故相談☎03・5320・7733やヤミ金被害者相談☎03・5320・4727を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。